

恩納村環境保全条例施行規則（平成3年恩納村規則第13号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～3条 略</p> <p>(規制のための基準)</p> <p>第4条 土地利用規制の基準は、法令及び条例等で定めるもののほか、次のとおりとし、村長の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 農業用域</p> <p>ア 農業用域は、農業及び林業以外の用途に使用してはならない。</p> <p>イ 承認された開発の場合でも自然景観との調和に配慮しなければならない。</p> <p>(2) 保安制限林用域</p> <p>環境保全以外の用途に使用してはならない。</p> <p><u>(3) 特定用域</u></p> <p><u>ア 米軍及び自衛隊施設以外の用途に使用してはならない。</u></p> <p><u>イ その他の用途で開発、建築する際には用域の変更をしなければならない。</u></p> <p><u>(4) 漁業用域</u></p> <p><u>漁業用域は、水産業以外の用途に使用してはならない（漁業組合員自ら営業する場合を除く。）</u></p> <hr/> <p><u>(5) 集落用域</u></p> <p><u>ア 容積率200%以下にすること。</u></p>	<p>第1条～3条 略</p> <p>(規制のための基準)</p> <p>第4条 土地利用規制の基準は、法令及び条例等で定めるもののほか、次のとおりとし、村長の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 農業用域</p> <p>ア 農業用域は、農業及び林業以外の用途に使用してはならない。</p> <p>イ 承認された開発の場合でも自然景観との調和に配慮しなければならない。</p> <p>(2) 保安制限林用域</p> <p>環境保全以外の用途に使用してはならない。</p> <hr/> <hr/> <p><u>(3) 漁業用域</u></p> <p><u>ア 漁業用域は、水産業以外の用途に使用してはならない（漁業関係者自ら営業する場合を除く。）</u></p> <p><u>イ 水産業に関する開発において、主要展望地からの展望に配慮し、かつ、自然景観との調和に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>(4) 集落用域</u></p> <p><u>ア 住宅、共同住宅（戸数20戸以上）、商業施設（売場面積500m²以上）、作業所（原動機を使用するものは作業所面積150m²以上）、営業用倉庫（150m²以上）、宿泊施設（10室</u></p>

イ 住宅、共同住宅、寄宿舍の建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、住居の環境を害するおそれがない物については、村長の承認を得て建築物を建築する事ができる。

(6) 準集落用域

ア 容積率200%以下にすること。

イ 商業施設（売場面積500m²以上）、作業所（原動機を使用するものは作業所面積150m²以上）、営業用倉庫（150m²以上）

ウ 住宅、共同住宅、寄宿舍、事務所、店舗の建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、住居の環境を害するおそれがない物については、村長の承認を得て建築物を建築する事ができる。

(7) 中層住居用域

ア 商業施設（売場面積500m²以上）、作業所（原動機を使用するものは作業所面積150m²以上）、営業用倉庫（150m²以上）

イ 住宅、共同住宅、寄宿舍、事務所、店舗、ホテル・旅館業の建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、近隣住居の環境を害するおそれがない物については、村長の承認を得て建築物を建築する事ができる。

(8) リゾート用域

ア 開発区域内の傾斜地（地形勾配が20度を超える傾斜地をいう。）の面積が原則として開発区域内の80%を超えないこと。

イ 開発及び建築については、特に自然景観との調和及び主

以上)

イ 容積率200%以下にすること。

ウ 建築物については、色彩及び形態が集落景観及び自然景観との調和を保つこと。

(5) リゾート用域

ア 開発区域内の傾斜地（地形勾配が20度を超える傾斜地をいう。）の面積が原則として開発区域内の80%を超えないこと。

イ 開発及び建築については、特に自然景観との調和及び主

要展望地からの展望に配慮しなければならないこと。

ウ 汚水、排水等については、三次処理をし、BOD（生物化学的酸素消費量）、SS（浮遊物質）とも10PPM（100万分の1リットル）以下、PH（水素イオン濃度5～7）としなければならない。

エ 住宅、共同住宅、寄宿舍、事務所、店舗、ホテル・旅館業の建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、住居の環境を害するおそれがない物については、村長の承認を得て建築物を建築する事ができる。

(9) 地域環境保全用域

ア いかなる開発、建築及び行為に関しても、村長の承認を得なければならない。

イ 土地改変率20%以内であること。

ウ 色彩及び形態が自然景観との調和を保つこと。

エ 開発区域内の80%以上の緑地（既存樹林地及び植生地又は新たに植樹若しくは植栽を行った土地をいう。）を保全すること。

第5条～第6条 略

第7条 条例第9条の開発、建築行為の承認を得るために必要な書類は、様式第3号から第7号までのとおりとする。

第7条～第8条 略

(村長の承認)

第9条 条例施行規則第4条の各用域において、村長の承認を得て建築物を建築する場合及び、建築物を指定した土地利用以外で利用する場合は、様式第9号を提出しなければならない。

要展望地からの展望に配慮しなければならないこと。

ウ 汚水、排水等については、三次処理をし、BOD（生物化学的酸素消費量）、SS（浮遊物質）とも10PPM（100万分の1リットル）以下、PH（水素イオン濃度5～7）としなければならない。

エ ゴミ処理については、事業主の負担において処理施設を設置しなければならない。

(6) 地域環境保全用域

ア いかなる開発、建築及び行為に関しても、村長の承認を得なければならない。

イ 土地改変率20%以内であること。

ウ 色彩及び形態が自然景観との調和を保つこと。

エ 開発区域内の80%以上の緑地（既存樹林地及び植生地又は新たに植樹若しくは植栽を行った土地をいう。）を保全すること。

第5条～第6条 略

第7条 条例第9条の開発及び建築行為の承認を得るために必要な書類は、様式第3号から第7号までのとおりとする。

第7条～第8条 略

第10条 (略)
第11条 (略)

様式第1号～8号 略

様式第9号 (第9条関係)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成31年10月1日から適用する。

第10条 (略)
第11条 (略)

様式第1号～8号 略
